# 第676回通関協議会(本関地区)

- 1、日 時 平成26年 7月 15日 (火) 12時より
- 2、場 所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室
- 3、 議題等(敬称略)

#### 【議題】

- (1)輸出入関係取扱品目分担一覧表について1業務部 福田 管理課長
- (2)加工再輸入減税マニュアルの改訂について 業務部 斎藤 統括審査官(通関総括第3部門)
- (3)第48回通関士試験の概要について業務部 村林 首席通関業監督官
- (4)「原産地規則解釈例規」の制定について業務部 髙澤 原産地調査官
- (5) 原産地に係る文書による事前教示照会の活用について 業務部 髙澤 原産地調査官
- (6)日本・オーストラリア経済連携協定の署名について 業務部 高澤 原産地調査官

# 【連絡事項】

4、その他・連絡事項等

A T A 条約の特例法基本通達の改正について 業務部 浦本 上席審査官(通関総括第1部門)

次回開催予定日 **8月は休会** 平成26年9月9日(火) 12:00~ 開 催 場 所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室 当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください 公益財団法人日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758

E-mail: bra\_yokohama@kanzei.or.jp

# 公示

京浜港横浜区における外国往来船と陸地との交通場所等を指定する公示(昭和29年公示第1号)を下記のとおり改正し、平成26年7月1日から適用することとしたので、関税法施行令(昭和29年政令第150号)第22条第1項の規定に基づき、公示します。

平成26年6月30日

横浜税関長 八田 斎

記

### 外国往来船と陸地との交通場所及び貨物の積卸場所

外国任米船と陸地との父連場所及び貨物の積卸場所		
交通場所及び貨物の積卸場所		指定に係る条件
大桟橋ふ頭A~D岸壁	[交通]	制限区域への出入に際しては、ゲートを経由すること。
山下ふ頭2~10号岸壁	[積卸]	関税法第39条の規定による公告 (昭和29年公示第9号) で
本牧ふ頭 A1~A8 号、B1~B4 号、BC		定める貨物に限る。
突堤間1号、C5~C9号、D1~D5号岸		
壁		
南本牧ふ頭MC-1、MC-2号岸壁		
大黒ふ頭C1~C4号、T1~T9号岸壁		
大黒ふ頭L1~L8号、P1、P2号岸壁	[交通]	制限区域への出入に際しては、ゲートを経由すること。
本牧ふ頭 新建材1、2号岸壁		
山下ふ頭、本牧ふ頭、大黒ふ頭のうち、上	[積卸]	関税法第39条の規定による公告(昭和29年公示第9号)で
記岸壁以外の指定保税地域内の岸壁又は		定める貨物に限る。
物揚場		
(積卸に限る。)		
新港公頭5、8、9号岸壁	[積卸]	船用品及び記送品に限る。
金沢木材ふ頭岸壁	[交通]	制限区域への出入に際しては、ゲートを経由すること。
出田町ふ頭A~D岸壁		
瑞穂ふ頭A~H岸壁		
横浜港通船発着所(大桟橋)	[交通]	京浜港川崎区扇島、京浜川崎シーバース及び東燃扇島シーバ
		ース(東・西)けい留船に出入する者を含む。
	[積卸]	船用品及び記送品に限る。
大桟橋1号物揚場(積卸に限る。)	[積卸]	船用品に限る。
保税地域前面の岸壁又は物揚場(指定保税	[積卸]	当該保税地域に搬出入される貨物に限る。
地域を除く。)		

(積卸に限る。)	
JX 日鉱日石エネルギー㈱根岸製油所A桟	【交通】制限区域への出入に際しては、JX 日鉱日石エネルギー㈱根
橋(東・西)、B 桟橋、C2~4 桟橋、D	岸製油所に設置された入出門ゲートを経由すること。
1~4 桟橋、E 桟橋、H1~5 桟橋、S 桟橋、	
LPG1~2 号桟橋	
日産自動車㈱本牧専用ふ頭1~2号	【交通】制限区域への出入に際しては、日産自動車㈱本牧専用ふ頭に
	設置された入出門ゲートを経由すること。
鈴繁1~4号岸壁	【交通】制限区域への出入に際しては、横浜倉庫㈱鈴繁埠頭に設置さ
	れた入出門ゲートを経由すること。

# 注)

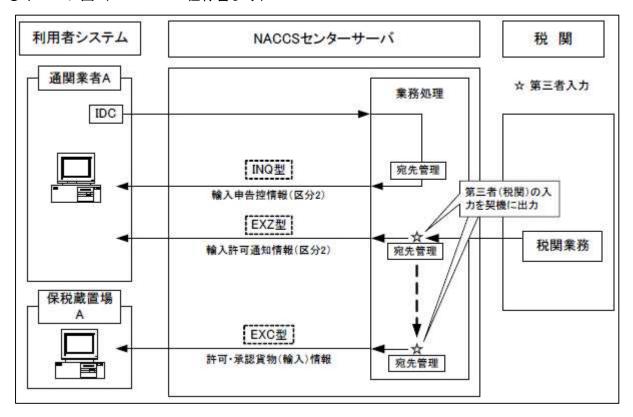
- ①「制限区域」とは、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」(SOLAS 条約を受けた国内法)の規定に基づき、岸壁への交通をフェンス等により制限している区域をいう。
- ②「ゲート」とは、①に記載したフェンス等に港湾施設管理者が設置した制限区域への出入口をいう。

# 2-1. NACCS から出力される出力電文について

## 1. 出力電文の種類について

形式	内容
INQ 型	出力電文が業務を行った入力者宛てに直ちに出力される
EXZ 型	出力電文が業務を行った入力者宛てに、第三者の入力(税関の審査終了業務等) を契機に出力される
EXC 型	出力電文が業務を行った入力者と異なる利用者に、第三者の入力(税関の審査 終了業務等)を契機に出力される

# ◎イメージ図 (NACCS EDI 仕様書より)



# 2. 「宛先管理」について

「EXC 型」の出力電文については、NACCS 利用者がシステムの宛先管理テーブルに、出力先(宛 先)を登録する必要がある。

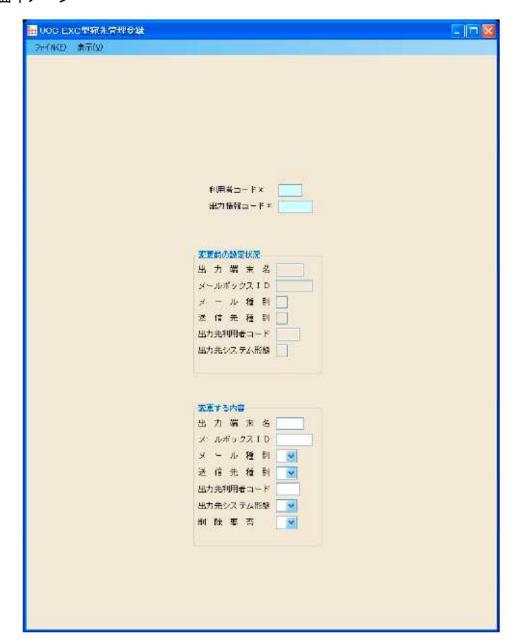
# 3.「出港前報告制度」施行により、新たに追加となった出力情報

出力情報コード	出力情報名(出力先)	形式
SAS108	出港前報告不一致情報(ATD、DMF 実施者等)	INQ 型(原則)
SAS111	リスク分析結果事前通知情報(AMR、AHR、DMF 実施者等)	EXC 型(原則)
SAS112	リスク分析結果事前通知情報(AMR、AHR、DMF 実施者等)	EXC 型
SAS121	船卸許可申請控情報 (DNC 実施者等)	INQ型(原則)
SAS122	船卸許可通知情報 (DNC 実施者等)	EXC 型
SAS134	要再審査通知情報 (DNC 実施者等)	EXC 型

4. NACCS 業務「UOC (EXC 型宛先管理登録)」について

出力形式が「EXC型」の出力情報について、出力先(宛先)を出力情報毎に出力端末又はメールボックスを指定のうえ登録する業務(現行の設定を UOC11 業務で確認(呼出し)のうえ訂正を行うことも可能)。

# ◎入力画面イメージ



※個別の設定がない場合は、『バスケット』に設定されている宛先に出力される(出力情報コードが「999999」として登録され、宛先管理が行われていない EXC 型の出力情報については、当該バスケットに設定された端末等にすべて出力される)。

自社システム利用者につきましては、別途設定が必要になる可能性があります。本資料で説明した 事項も含めご不明な点等ございましたら、NACCS センターにお問い合わせいただけますよう、よろし くお願いいたします。 平成26年3月1日より運用を開始している出港前報告制度において、報告された積荷情報の報告内容に関して、日本国税関による積荷情報のリスク分析の妨げとなりかねない不適切な内容を入力している事例が見受けられます。

- 報告義務者である船会社及び利用運送事業者は、日本国税関が積荷情報のリスク分析を確実に行えるよう、適切かつ詳細な内容の報告をしてください。
- ・ 船会社と利用運送事業者は、それぞれ相手の報告に必要な情報(船舶情報、マスターB/L番号及びハウスB/L情報の有無など)を提供し、不一致情報が出力されることのないよう、協力して適切な内容の報告をしてください。

今後も不適切な報告をしていることを確認した日本国税関は、事前通知(HLD) を通知して適切な報告を要請するほか、不適切な報告の中に虚偽報告の疑いがある 場合には必要な調査を行うことがあります。

参考として不適切な報告事例を例示します。適切なご報告をお願いいたします。

# 1. 「荷送人名」「荷受人名」「着荷通知先名」欄に記号のみを入力している事例

報告内容		入力項目
	ピリオド1文字	「荷受人名」「着荷通知先名」
	ピリオド2文字	「着荷通知先名」
/	スラッシュ1文字	「荷受人名」「着荷通知先名」
//	スラッシュ2文字	「着荷通知先名」
-	ハイフン1文字	「着荷通知先名」
	ハイフン7文字	「荷送人名」
	ハイフン9文字	「荷受人名」
**	アスタリスク2文字	「着荷通知先名」
***	アスタリスク3文字	「着荷通知先名」

2. 「荷送人名」「荷受人名」「着荷通知先名」欄にアルファベット1~2文字のみ等を入力している事例

報告内容		入力項目	
A		「荷送人名」、「荷受人名」、「着荷通知先名」	
D	フリファベルし1大宮	「着荷通知先名」	
O	アルファベット1文字	「着荷通知先名」	
Y		「荷受人名」	
GW	アルファベット2文字	「荷送人名」、「荷受人名」	
HF		「荷受人名」、「着荷通知先名」	
MX		「荷送人名」	
OJ		「荷送人名」、「荷受人名」、「着荷通知先名」	
ТО		「荷受人名」	
YK		「着荷通知先名」	
TO:	アルファベットと記号の組合せ	「荷受人名」	
TO;		「荷受人名」	

3. 「荷送人住所」「荷受人住所」「着荷通知先住所」欄に記号のみを入力している事例

報台	入力項目	
	ピリオド1文字又はピリオド連続入力	「荷送人住所」 「荷受人住所」 「着荷通知先住所」
.00.00.0.0.	ピリオドと空白を複数回繰返し	「荷送人住所」 「荷受人住所」 「着荷通知先住所」
/	スラッシュ1文字	「荷送人住所」 「荷受人住所」 「着荷通知先住所」
-0000-0-0-	ハイフンと空白を複数回繰返し	「荷送人住所」 「荷受人住所」 「着荷通知先住所」
,, [[	カンマと空白を複数回繰返し	「荷送人住所」 「荷受人住所」 「着荷通知先住所」
*[]*[]*[]	アスタリスクと空白を複数回繰返し	「荷送人住所」 「荷受人住所」 「着荷通知先住所」
	2種類の記号の組合せ	「荷送人住所」 「荷受人住所」 「着荷通知先住所」

4. 「荷送人住所」「荷受人住所」「着荷通知先住所」欄にアルファベット1~2 文字のみ、数字のみ等を入力している事例

報告内容	入力項目	
A D JP NA P SH V	アルファベット1~2文字	「荷送人住所」 「荷受人住所」 「着荷通知先住所」
1 2 3 4 6 11 12 20 22 27 53	数字	「荷送人住所」 「荷受人住所」 「着荷通知先住所」
CO. D. JPLT NO TD	アルファベット1~2文字と記 号の組合せ	「荷送人住所」 「荷受人住所」 「着荷通知先住所」
1 21	数字と記号の組合せ	「荷送人住所」 「荷受人住所」 「着荷通知先住所」
V6	アルファベット1文字と記号の組合せ	「荷送人住所」 「荷受人住所」 「着荷通知先住所」

# 5. その他の報告内容の不適切事例

報告内容		入力項目
S V	アルファベット1文字	「品名」「船舶コード」
CN FM PP	アルファベット2文字	「品名」「船舶コード」
NA N/A		「品名」
NM N/M	不明を意味する略語	「品名」「船舶コード」
UNKNOWN		「船舶コード」
AS PER ATTACHED SHEET	別添参照を意味する語	「品名」
HOUSE HOLD GOODS	あいまいな品名表記	「品名」
0 0000 00000	0のみ又は0を複数回繰返し	「船舶コード」
X XX XXXXXX	Xのみ又はXを複数回繰返し	「品名」「船舶コード」
ZZZZZ ZZZZZZZZ	Zを複数回繰返し	「船舶コード」
1 2 6 11 35	数字1~2文字	「船舶コード」
1C 2K 2T 3B 3E	数字とアルファベットの組合せ	「船舶コード」
980100		
980300	世界共通のHSコードではない コード	「代表品目番号」
980400	_ ,	

## 2-3. 入港前報告に係る「積荷目録情報訂正業務 (CMF02)」の取扱いについて

#### (1) 取扱いの変更について

## <変更前>

NACCS 情報登録変更願等(訂正の内容が分かる書面)の FAX 送信に併せ、税関窓口宛てに電話連絡を入れ担当職員の了解を得た後に、NACCS による CMF02 業務を実施

#### く変更後>

訂正願等を FAX 送信した後に NACCS による CMF02 業務を実施して差し支えない (電話連絡は不要)

- ※ 平成26年1月16日開催「第524回海務協議会」にて口頭により周知し、1月17日より実施
- (2) 今後の取扱いについて 基本的には変更なし
- (3) 出港前報告制度における「事前通知」を受けた貨物の積荷目録情報の削除について 出港前報告制度における「事前通知」を受けた貨物について、「入港前報告に係る積荷目録 情報を削除」する場合のみ、税関窓口宛てに電話連絡をしていただいたうえで担当職員の了解 を得た後に削除業務を行うようお願いいたします。

## ◎参考: 事前通知の出力先等

通知の対象	主な出力パターン	
となる B/L	通知コード	出力先
	DNL • HLD	AMR 業務実施者及び AMR 業務時に「通知先コード」欄に入力のあった利用者
	DNU (DNL/HLD からの	AMR 業務実施者、AMR 業務時に「通知先コード」欄に入力のあった利用者及び DMF 業
マスター	切替えを含む)	務実施者 (DNL 又は HLD が解除されることなく DMF 業務が実施された場合)
	SPD	AMR 業務実施者、AMR 業務時に「通知先コード」欄に入力のあった利用者及び DMF 業
ט וט		務実施者 (当該業務が実施されている場合)

財 関 第 6 5 7 号 平成 26 年 7 月 1 日

(各)税関長 殿 沖縄地区税関長 殿

関税局長 宮内 豊

# 関税法基本通達等の一部改正について

関税法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第100号)等の一部を下記のとおり改正し、平成26年7月1日(ただし、下記第2については、7月15日、第7については、10月1日)から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第2 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第3 特例法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第103号)の一部を次のように 改正する。

別紙3「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第4 外国貿易等に関する統計基本通達(昭和59年10月17日蔵関第1048号) の一部を次のように改正する。

別紙4「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

- 第5 税関様式関係通達(昭和47年3月1日蔵関第107号)の一部を次のよう に改正する。
  - (Ⅰ 税関様式の一部改正)

税関様式 C 第 1005 号を別紙 5-1 のように、税関様式 C 第 5624 号を別紙 5-2 のように、税関様式 C 第 5656 号を別紙 5-3 のように、税関様式 C

第 5824 号を別紙 5-4 のように、税関様式 C第 5856 号を別紙 5-5 のように、税関様式 C第 7000 号を別紙 5-6 のように、それぞれ改める。

(Ⅱ 記載要領及び留意事項の一部改正)

別紙5-7「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」に掲げるように改める。

第6 知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について(平成19年6月15日財関第802号)の一部を次のように改正する。

別紙6-1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように、別紙様式4を別紙6-2のようにそれぞれ改める。

第7 輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて(平成22年2月12日財関第142号)の一部を次のように改正する。

別紙7「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第8 税関官署の開庁時間について (平成 20 年 3 月 31 日財関第 348 号) の一 部を次のように改正する。

「横浜税関における税関官署の開庁時間について」を別紙8のように改める。

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後

#### 第3章 船舶及び航空機

# (大使館等の公用の貨物及び合衆国軍隊の貨物に係る品名等の報告)

15-12 法第 15 条第 7 項又は第 8 項の規定に基づく報告の対象となる積荷が、本邦にある外国の大使館、公使館その他これらに準ずる機関に属する公用の貨物又はアメリカ合衆国政府の船荷証券により船積みされている同国軍隊の貨物に該当する場合には、当該報告に際し、「品名」についてはこれらの貨物に該当する旨とし、「関税定率法別表の適用上の所属区分(代表品目番号)」については「000100」とすることを認めて差し支えない。

#### 第8章 不服申立て

#### (異議申立てについて決定する場合の教示)

89-8 行政不服審査法第 47 条第5項及び行政事件訴訟法第 46 条第1項に規定する教示は、異議申立てについての決定の内容が、当該異議申立ての全部を認容したものであるときは行わないこととし、当該異議申立てを却下し、棄却し、若しくは一部認容したものであるとき又は当該異議申立てに係る処分を変更したものであるときは行うこととする。

なお、教示を行う場合は、「決定書」(C-7010)の末尾に次の文言を記載する。

(1) 法第91条第1号に掲げる処分又は同条第2号に掲げる通知の異議申立てに ついて決定する場合

#### 「不服申立てについて」

この決定を経た後の処分になお不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して1月以内に財務大臣(東京都千代田区霞が関3丁目1番1号)に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

「取消しの訴えについて」

1 処分の取消訴訟

この決定を経た後の処分になお不服があるときに、裁判所に対する処分の 取消しの訴え(以下「処分の取消訴訟」といいます。)は、処分についての 審査請求を提起し、これに対する裁決を経た後でなければ提起することがで きませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ず 改正前

#### 第3章 船舶及び航空機

#### (新規)

#### 第8章 不服申立て

#### (異議申立てについて決定する場合の教示)

89-8 行政不服審査法第 47 条第5項及び行政事件訴訟法第 46 条第1項に規定する教示は、異議申立てについての決定の内容が、当該異議申立ての全部を認容したものであるときは行わないこととし、当該異議申立てを却下し、棄却し、若しくは一部認容したものであるとき又は当該異議申立てに係る処分を変更したものであるときは行うこととする。

なお、教示を行う場合は、「決定書」(C-7010)の末尾に次の文言を記載する。

(1) 法第91条第1号に掲げる処分又は同条第2号に掲げる通知の異議申立てについて決定する場合

#### 「不服申立てについて」

この決定を経た後の処分になお不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して1月以内に財務大臣(東京都千代田区霞が関3丁目1番1号)に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

「取消しの訴えについて」

#### 1 処分の取消訴訟

この決定を経た後の処分になお不服があるときに、裁判所に対する処分の 取消しの訴え(以下「処分の取消訴訟」といいます。)は、処分についての 審査請求を提起し、これに対する裁決を経た後でなければ提起することがで きませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ず

(注) 下線を付した筒所が改正部分である。

改正後

に提起することができます。この場合の処分の取消訴訟の被告とすべき者は 国(代表者 法務大臣)となります。

(削除)

- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他審査請求についての裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 2 決定の取消訴訟
- (1) 手続上の瑕疵があるなど、この決定固有の違法を主張する場合は、裁判所に対して決定の取消しの訴え(以下「決定の取消訴訟」といいます。)を提起することができます。ただし、決定の取消訴訟においては、異議申立ての対象となった処分の違法を理由として取消しを求めることはできないこととされています。
- (2) 決定の取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- (3) 決定の取消訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又はこの決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- (2) 上記(1)以外の税関長の処分に係る異議申立てについて決定する場合

#### 「不服申立てについて」

この決定を経た後の処分になお不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 1 月以内に財務大臣(東京都千代田区霞が関 3 丁目 1 番 1 号)に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができません。

「取消しの訴えについて」

- 1 処分の取消訴訟
- (1) この決定を経た後の処分になお不服があるときは、審査請求について の裁決を経ずに、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「処分の取 消訴訟」といいます。)を提起することができます。

改正前

に提起することができます。この場合の処分の取消訴訟の被告とすべき者は 国(代表者 法務大臣)となります。

ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又はこの決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。

- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他審査請求についての裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 2 決定の取消訴訟
- (1) 手続上の瑕疵があるなど、この決定固有の違法を主張する場合は、裁判所に対して決定の取消しの訴え(以下「決定の取消訴訟」といいます。) を提起することができます。ただし、決定の取消訴訟においては、異議申立ての対象となった処分の違法を理由として取消しを求めることはできないこととされています。
- (2) 決定の取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- (3) 決定の取消訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又はこの決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- (2) 上記(1)以外の税関長の処分に係る異議申立てについて決定する場合

### 「不服申立てについて」

この決定を経た後の処分になお不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 1 月以内に財務大臣(東京都千代田区霞が関3丁目1番1号)に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができません。

「取消しの訴えについて」

- 1 処分の取消訴訟
- (1) この決定を経た後の処分になお不服があるときは、審査請求について の裁決を経ずに、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「処分の取消訴訟」といいます。)を提起することができます。

(注) 下線を付した筒所が改正部分である。

改正後

- (2) 処分の取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- (3) 処分の取消訴訟は、この決定を知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又はこの決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 2 決定の取消訴訟
- (1) 手続上の瑕疵があるなど、この決定固有の違法を主張する場合は、裁判所に対して決定の取消しの訴え(以下「決定の取消訴訟」といいます。)を提起することができます。ただし、決定の取消訴訟においては、異議申立ての対象となった処分の違法を理由として取消しを求めることはできないこととされています。
- (2) 決定の取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- (3) 決定の取消訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又はこの決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。

(一括決定した場合の教示の方法)

- 89-9 前記 89-5 (国税通則法による異議申立てとの併合) により一括して決定を行った場合の行政不服審査法第 47 条第 5 項、国税通則法第 84 条第 6 項及び行政事件訴訟法第 46 条第 1 項に規定する教示については、次の要領により記載するものとする。
  - (1) 決定書に記載する教示文言は次による。

「不服申立てについて」

この決定を経た後の処分になお不服があるときは、次のとおり審査請求をすることができます。

- 1 この決定に係る処分のうち関税に関する法律(注1)に基づく処分については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して1月以内に財務大臣(東京都千代田区霞が関3丁目1番1号)に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定に係る処分のうち内国消費税等に関する法律(注2)に基づく 処分については、この決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して 1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。こ の場合、国税不服審判所長あての審査請求書を国税不服審判所長首席国税 審判官()(注3)に提出して下さい。

改正前

- (2) 処分の取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- (3) 処分の取消訴訟は、この決定を知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又はこの決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 2 決定の取消訴訟
- (1) 手続上の瑕疵があるなど、この決定固有の違法を主張する場合は、裁判所に対して決定の取消しの訴え(以下「決定の取消訴訟」といいます。)を提起することができます。ただし、決定の取消訴訟においては、異議申立ての対象となった処分の違法を理由として取消しを求めることはできないこととされています。
- (2) 決定の取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- (3) 決定の取消訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又はこの決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。

(一括決定した場合の教示の方法)

- 89-9 前記 89-5 (国税通則法による異議申立てとの併合) により一括して決定を行った場合の行政不服審査法第 47 条第 5 項、国税通則法第 84 条第 6 項及び行政事件訴訟法第 46 条第 1 項に規定する教示については、次の要領により記載するものとする。
  - (1) 決定書に記載する教示文言は次による。

「不服申立てについて」

この決定を経た後の処分になお不服があるときは、次のとおり審査請求をすることができます。

- 1 この決定に係る処分のうち関税に関する法律(注1)に基づく処分については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して1月以内に財務大臣(東京都千代田区霞が関3丁目1番1号)に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定に係る処分のうち内国消費税等に関する法律(注2)に基づく 処分については、この決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して 1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。この場合、国税不服審判所長あての審査請求書を国税不服審判所長首席国税 審判官( )(注3)に提出して下さい。

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後

「取消しの訴えについて」

#### 1 処分の取消訴訟

この決定を経た後の処分になお不服があるときに、裁判所に対する処分の取消しの訴え(以下「処分の取消訴訟」といいます。)は、処分についての審査請求を提起し、これに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずに提起することができます。この場合の処分の取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。

(削除)

- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 内国消費税に係る更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る内国消費税の課税標準又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
- (3) 処分、処分の執行又は手続の続行(内国消費税に係る処分については、審査請求についての裁決を経ること)により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (4) その他審査請求についての裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

#### 2 決定の取消訴訟

- (1) 手続上の瑕疵があるなど、この決定固有の違法を主張する場合は、裁判所に対して決定の取消しの訴え(以下「決定の取消訴訟」といいます。)を提起することができます。ただし、決定の取消訴訟においては、異議申立ての対象となった処分の違法を理由として取消しを求めることはできないこととされています。
- (2) 決定の取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- (3) 決定の取消訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又はこの決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- (2) 上記(1)の注については次による。

「取消しの訴えについて」

#### 1 処分の取消訴訟

この決定を経た後の処分になお不服があるときに、裁判所に対する処分の取消しの訴え(以下「処分の取消訴訟」といいます。)は、処分についての審査請求を提起し、これに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずに提起することができます。この場合の処分の取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。

改正前

ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又はこの決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。

- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 内国消費税に係る更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る内国消費税の課税標準又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
- (3) 処分、処分の執行又は手続の続行(内国消費税に係る処分については、審査請求についての裁決を経ること)により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (4) その他審査請求についての裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

# 2 決定の取消訴訟

- (1) 手続上の瑕疵があるなど、この決定固有の違法を主張する場合は、裁判所に対して決定の取消しの訴え(以下「決定の取消訴訟」といいます。)を提起することができます。ただし、決定の取消訴訟においては、異議申立ての対象となった処分の違法を理由として取消しを求めることはできないこととされています。
- (2) 決定の取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- (3) 決定の取消訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又はこの決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- (2) 上記(1)の注については次による。

(別紙1)

# 【関税法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第100号)】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後

#### 改正前

- イ 注1及び注2の「関税に関する法律」及び「内国消費税等に関する法律」については、当該処分の根拠法律の名称を明記する。(例えば、関税法、消費税法、地方税法)
- ロ 注3の「国税不服審判所長首席国税審判官( )」については、処分 に係る教示を行うべき税関(本関)の所在地を管轄する国税不服審判所 の支部の首席国税審判官を審査請求書の提出先として記入するとともに、 ( )内には、同提出先の所在地を記入する。

(異議申立てについての決定の送達)

89—10 異議申立ての決定の送達は、決定書謄本をもって行うものとする。送達を受けるべき者に対する同謄本の送付は、郵送による場合は、配達証明付郵便をもって行うこととし、また、手交する場合は送達を受けるべき者から受領書を徴しておくものとする。

なお、参加人がいるときは、当該参加人にも決定書の謄本を送付する。 (削除)

- イ 注1及び注2の「関税に関する法律」及び「内国消費税等に関する法律」については、当該処分の根拠法律の名称を明記する。(例えば、関税法、消費税法、地方税法)
- ロ 注3の「国税不服審判所長首席国税審判官( )」については、処分 に係る教示を行うべき税関(本関)の所在地を管轄する国税不服審判所 の支部の首席国税審判官を審査請求書の提出先として記入するとともに、 ( )内には、同提出先の所在地を記入する。

(異議申立てについての決定の送達)

89—10 異議申立ての決定の送達は、決定書謄本をもって行うものとする。送達を受けるべき者に対する同謄本の送付は、郵送による場合は、配達証明付郵便をもって行うこととし、また、手交する場合は送達を受けるべき者から受領書を徴しておくものとする。

なお、参加人がいるときは、当該参加人にも決定書の謄本を送付する。

また、当該異議申立てに係る処分が税関支署その他の税関官署においてなされたものである場合には、決定書謄本を当該税関支署その他の税関官署に送付するものとする。

(各)税関長 殿 沖縄地区税関長 殿

財務省関税局長 宮内 豊

支払手段等の輸出入許可に係る処理要領についての一部改正について

財務省告示第 208 号(平成 26 年 7 月 4 日)の公布に伴い、支払手段等の輸出入許可に係る処理要領について(平成 20 年 5 月 22 日財関第 591 号)の一部を下記のとおり改正し、平成 26 年 7 月 4 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

支払手段等の輸出入許可に係る処理要領についての一部を次のように改正する。

別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

# 【支払手段等の輸出入許可に係る処理要領について (平成20年5月22日財関第591号)】 (注) 傍線を付した部分が改正部分である。

支払手段等の輸出入許可に係る処理要領について

旅客又は乗組員の携帯品のうち外国為替令(昭和55年政令第260号。 以下「外為令」という。)第8条の2第1項第1号に掲げる支払手段又は 証券に該当するもの及び同項第2号に掲げる貴金属に該当するものの輸 出入許可に係る要領について、<u>平成26年7月4日</u>から、<u>下記</u>により実施 されたい。

記

第1 目的 (省略)

#### 第2 用語の定義

この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)~(5) (省略)

# 第3 申告の対象等

1 申告対象

旅客又は乗組員(以下「旅客等」という。)が、次のいずれかに該当する支払手段等(支払手段又は証券をいう。以下同じ。)又は貴金属を携帯して輸出し、又は輸入しようとする場合。

(1) 携帯して輸出し、又は輸入しようとする支払手段等の額(支払手段が二以上ある場合、証券が二以上ある場合又は支払手段及び証券が合わせて二以上ある場合には、それぞれの価額として外為省令第10条第2項各号に定める方法により計算した額の合計額)が100万円に相当する額を超えるもの。

支払手段等の輸出入許可に係る処理要領について

関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成20年政令第123号)の一部の施行に伴い、旅客又は乗組員の携帯品のうち外国為替令(昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。)第8条の2第1項第1号に掲げる支払手段又は証券に該当するもの及び同項第2号に掲げる貴金属に該当するものの輸出入許可に係る要領について、下記のとおり定めたので、平成22年7月6日から、これにより実施されたい。

記

# 第 1 目的 (同左)

#### 第2 用語の定義

この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)~(5) (同左)

# 第3 申告の対象等

1 申告対象

旅客又は乗組員(以下「旅客等」という。)が、次のいずれかに該 当する支払手段等(支払手段又は証券をいう。以下同じ。)又は貴金 属を携帯して輸出し、又は輸入しようとする場合。

(1) 携帯して輸出し、又は輸入しようとする支払手段等の額(支払手段が二以上ある場合、証券が二以上ある場合又は支払手段及び証券が合わせて二以上ある場合には、それぞれの価額として外為省令第 10 条第2項各号に定める方法により計算した額の合計額)が 100 万円 (北朝鮮を仕向地とする輸出にあっては 10 万円) に相当する額を超えるもの。

# 【支払手段等の輸出入許可に係る処理要領について (平成20年5月22日財関第591号)】

改正前

(注) 傍線を付した部分が改正部分である。

(2)	(省略)	

- 2 申告者
- (1)~(3) (省略)
- 3 申告書の受理及び許可 (省略)
- (1)~(4) (省略)
- 4 申告書の記入要領

申告を要する旅客等が申告書を作成するに当たっては、申告書様式の裏面「記入要領」に留意の上、記入する。この場合において、申告をする者の使用に係る電子計算機から入力して申告を行うに当たっては、「電算関係税関業務事務処理要領」に留意の上、入力する。

改正後

- (1)~(2) (省略)
- (3) 1の「(1)支払手段又は証券」の額は、各欄の区分に応じ、その額を原通貨で記入する。この場合において本邦通貨又は本邦通貨建てのものにあっては10万円未満の額を、また外国通貨又は外国通貨建てのものにあっては10万円相当額未満の額をそれぞれ切り捨てて記入して差し支えない。
- (4)~(5) (省略)
- (6) 1の(1)「合計金額」欄は、100万円未満の額は切り捨てた上で記入する。この場合において、外国通貨若しくは外国通貨をもって表示される支払手段等を本邦通貨に換算する場合に使用する換算相場は、申告の対象となる支払手段等を輸出し、又は輸入しようとする日において適用される外国為替相場を用いて行う。

なお、申告者の利便に供するため、当該外国為替相場を申告書の 受理場所に備え付けておくとともに、インターネットを利用して閲 覧に供しておくこと。

(7)~(9) (省略)

(2) (同左)

- 2 申告者
- $(1) \sim (3)$  (同左)
- 3 申告書の受理及び許可 (同左)
- (1)~(4) (同左)
- 4 申告書の記入要領

申告を要する旅客等が申告書を作成するに当たっては、申告書様式の裏面「記入要領」に留意の上、記入する。この場合において、申告をする者の使用に係る電子計算機から入力して申告を行うに当たっては、「電算関係税関業務事務処理要領」に留意の上、入力する。

- (1)~(2) (同左)
- (3) 1の「(1)支払手段又は証券」の額は、各欄の区分に応じ、その額を原通貨で記入する。この場合において本邦通貨又は本邦通貨建てのものにあっては10万円<u>(北朝鮮を仕向地とする輸出にあっては1万円)</u>未満の額を、また外国通貨又は外国通貨建てのものにあっては10万円<u>(北朝鮮を仕向地とする輸出にあっては1万円)</u>相当額未満の額をそれぞれ切り捨てて記入して差し支えない。
- (4)~(5) (同左)
- (6) 1の(1)「合計金額」欄は、100万円<u>(北朝鮮を仕向地とする輸出にあっては10万円)</u>未満の額は切り捨てた上で記入する。この場合において、外国通貨若しくは外国通貨をもって表示される支払手段等を本邦通貨に換算する場合に使用する換算相場は、申告の対象となる支払手段等を輸出し、又は輸入しようとする日において適用される外国為替相場を用いて行う。

なお、申告者の利便に供するため、当該外国為替相場を申告書の 受理場所に備え付けておくとともに、インターネットを利用して閲 覧に供しておくこと。

 $(7) \sim (9)$  (同左)

改正後	改正前
以正皮	以正的
(税関用) 申輸出 支払手段等の携帯 申告書 申告書 申	(税関用)  支払手段等の携帯 申告書  ・
税関長段 申告年月日 年 月 日	税関長殿 申告年月日 年 月 日
氏名(漢字)	氏名 (漢字)
氏名 (D-7字)	日本   氏名 (0マ字)
住 PF	告住所
生年月日 年 月 日	者 生年月日 年 月 日
国籍	国
	旅券番号
以下のとおり申告します。	以下のとおり申告します。 1 輸出(又は輸入)しようとする支払手段等の種類、金額等
1 輸出 (又は輸入) しようとする支払手段等の種類、金額等 (1) 支払手段又は証券 □ 現 金 (原通貨で記入)	(1) 支払手段又は証券 □ 現 金(原通貨で記入)
□ 小切手 (旅行小切手を含む。) □ 約束手形 □ 証 券 (有価証券に限る。)	□ 小切手 (旅行小切手を含む。) □ 約束手形 □ 証 券 (有価証券に限る。)
合計金額 (100 万円未満切捨て) <u>万円</u> (2) <u>食品</u> (金の地金で純度 90%以上のものに限る。)	* 北朝鮮を仕向地とする輸出の場合は 10 万円 (2) □ 食金属(金の地金で純度 90%以上のものに限る。)
合計重量 (1 知がうん未満切捨て) <u>+ロがうん</u> 2 仕向地 (又は補出地) の名称	合計重量 (1 知が3 未満切捨て)
□ 輸出しようとする場合 [搭乗機(船舶)名: ] [降機(船)地名: ]	□ 輸出しようとする場合【搭乗機(船舶名: ] [[経機(船)地名: ]
□ 輸入しようとする場合【搭乗機(船舶)名: ] [乗機(船)地名: ]	□ 輸入しようとする場合 [搭乗機(船)地名: ] [乗機(船)地名: ]
3 輸出(又は輸入)の実行の日 □ 申告の日 □ 申告の日の翌日	3 輸出(又は輸入)の実行の日 □ 申告の日 □ 申告の日
署名	署名
税 関 記 入 梱 詳可年月日	税 関 記 入 棚 許可年月日

改正後	改正前
(表面)	(裏面)
[記入要領]	[記入要領]
1 様式中の口の該当棚にチェックをしてください。 2 氏名は機雷で丁寧に御記入ください。 3 支払手段又は証券の金額は、以下のようにしてください。 [1] 支払手段(現金、小切手(旅行小切手を含みます。)及び約束手形をいいます。)の額は、その表示される額 [2] 証券(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第1項に規定する有価証券(個債、帳簿毎時)に限ります。)の額は、申告しようとする日の時価、帳簿価額又は取得価額のいずれか大きい額  [3] 現金、小切手(旅行小切手を含みます。)、約束手形又は有価証券の額は周適食又は表示適食で記入してください。なお、枠内に記入できない場合には、下記の「その他の事項」間に記入してください。 [4] 合計金額は、100万円未満を切り捨てた上で、記入してください。 [5] 外国通复から本野通覧に規章する場合第16号)第1段に規定する外国為替相場を第16号)第1段に規定する外国為替相場を第16号)第1段に規定する外国為替相場を第16号)第1段に規定する外国為替相場を第16号)第1段に規定する外国為替相場を開いてください。 4 食金属の合計重量はキログラム未満を切り捨てた上で、記入してください。 5 「3 輸出(又は輸入)の実行の日J欄中「申告の日の翌日」とは、出面の際に利用する航空機又は船舶の出港子足中が本申告書の税関への提出の日の翌日をなっているものをいいます。 6 作成に当たって御不明な点は税関聯員にお尋ねください。  (「その他の事項」欄に記入される方は、1枚目(税関用)及び2枚目(申告者用)の両方に記入類います。)	1 様式中の口の該当欄ニチェックをしてください。 2 氏名は楷書で丁寧に溜記入ください。 3 支払手段又は証券の金額は、以下のようにしてください。 11 支払手段、現金、小切手(胸下)・切手を含みます。)及び約束手形をしいます。)の領は、その表示される額 12 証券(金融商品取得法 の昭和23年法律第25号)第2条第1項に規定する有価証券(国債、特券等)に限ります。)の領は、申告しようとする日の時価、特別金の混り、約束手形又は有価証券の制は原道を又は表示道数で高し、していたさい。なお、枠内に記入できない場合には、下記の「その他の事項」欄に記入してください。4 当の5円(労・末満を切り捨てた上で、記入してください。※ 北部経済を付の地とする論社の場合は「10万円 15 例 多国金数分の金 邦通党・原教する場合に使用する検験相場は、関税定率法施行規則(昭和44年大政省令第16号)第1条に規定する外国条数制制を用いてください。 4 食金属の合計・重量はキログラム未満を切り捨てた上で、記入してください。 5 「3 輸出 (又は輸入)の実行の日」欄中「申告の日の翌日」とは、出国の関に利用する新空機又は保証の出めます。 6 作成に当たって御不明な点は税関配負にお尋ねください。 (その他の事項)
[ 留意事項 ] 携帯して、100万円相当額を超える現金(通貨の種類を問いません)、小切手(旅行小切手を含みます。)、約束手形、有価証券又は1キログラムを超える金の地金を輸出又は輸入しようとする場合には、関税法、昭和3年法律第61号)第67級の規定に基づき、この検式による申告書を作成の上、輸出(国外への持出し)又は輸入(国内への持込み)の当日ないし前日に、出入国する空港又は港を管轄する税関に申告の必要があります(申告をしないで又は虚偽の申告をして輸出又は輸入をした(しようとした)場合には関税法違反として罰則が科されることがあります。)。	[ 留意事項 ] 排帶して、100万円(火)相当額を超える現金(通貨の種類を問いません。)、小切手(旅行小切手を含みます。)、約束手形、有価証券又は1キログラムを超える金の地金を輸出又は輸入しようとする場合には、関税法(BBM 29 年法律第61号)第67条の規定に基づき、この様式による申告書を作成の上、輸出(国外への持出し)又は輸入(国内への持込み)の当日ないし前日に、出入国する空港又は港を管轄する税関に中日の必要があります。申告をしないで以よ産傷の申告をして輸出又は輸入しまうとした(しようとした)場合には関税法違反として罰則が糾されることがあります。)。 * 北朝峰を仕向地とする輸出の場合は10万円

改正後	改正前
以止後	以正則
(申告者用)  文払手段等の携帯 申告書  輸入  「携帯して現金などの支払手段等を輸出(国外への持出し)又は輸入(国内への持込み)しようとする際に、下記1の間の合計金額 が100万円相当額を超える方、又は下記1の間の合計重量が1キログラムを超える方、又は両方に該当する方は本申告書を提出してください。	(申告者用)
税関長殿 申告年月日 年 月 日	税関長殿 申告年月日 年 月 日
氏名(漢字)	氏名(漢字)
氏名 (四マ字)	氏名 (0マ字)
1注	住所
告 ————————————————————————————————————	*   <u> </u>
者 生年月日 年 月 日	者 生年月日 年 月 日
国 <b>特</b>	国
	旅券番号     以下のとおり申告します。
以下のとおり申告します。  1 輸出(又は輸入)しようとする支払手段等の種類、金額等 (1)支払手段又は証券  □ 現 金(原通貨で記入)	1 輸出(又は輸入)しようとする支払手段等の種類、金額等 (1)支払手段又は証券 □ 現金(原通貨で記入)
□ 小切手(旅行小切手を含む。) □ 約東手形 □ 証 券(有価証券に限る。) 合計金額(100万円未満切捨て) 万円	□ 小切手(旅行小切手を含む。) □ 約束手形 □ 証 券 (有価証券に限る。)
(2) □ 食金属(金の地金で純度90%以上のものに限る。)	* 北朝 <u>祥を仕向地とする輸出の場合は10万円</u> (27 □ 食金属(金の地金で純度90%以上のものに限る。)
合計重量 (1 知がうは未満切捨て)     40かうも       2 仕向地 (又は緒出地) の名称	合計重量(14mが3k未満切捨て)         4mが3k           2 仕向地(又は綾出地)の名称
□ 輸出しようとする場合 [搭乗機(船舶)名: ] [降機(船)地名: ]	□ 輸出しようとする場合 [搭乗機(船舶名: ] [降機(船)地名: ]
□ 輸入しようとする場合 [搭乗銭(船舶)名: ] [乗銭(船)地名: ]	「原鉄(州)地名: ]   輸入しようとする場合 [搭乗機(船舶)名: ]   [乗機(船)地名: ]
3 輸出 (又は輸入) の実行の日 □ 申告の日 □ 申告の日 □ 申告の日の翌日	3 輸出(又は輸入)の実行の日 □ 申告の日 □ 申告の日の翌日
署名	署名
税 関 記 入 棚 許可年月日	新 関 記 入 棚 許可年月日

改正後	(注)
(裏面)	
[記入要領]	(面疾)
1 権法中の日の該当欄にチェックをしてください。 2 氏名は楷書で丁寧に御記入ください。 3 支払手段又は証券の金額は、以下のようにしてください。 [1] 支払手段(規金、小切手(旅行小切手を含みます。)及び約東手形をいいます。)の額は、その表示される書類 [2] 証券 (金融商品取引法 (昭和 22年法律第 25 号) 第2 条第 1 項に規定する有価証券 (国債、株券等) に限ります。) の額は、申告しようとする日の時価、傾海価額又は取得価額のいずれか大きい額 [3] 現金、小切手(旅行小切手を含みます。)、約東手形又は有価証券の棚は原通貨又は表示通貨で記入してください。 女お、枠内に記入できない場合には、下記の「その他の事項」棚に記入してください。 [4] 合計金額は、100万円未満を切り捨てた上で、記入してください。 [5] 外国通貨から本料通貨に換算する場合に使用する換算相場は、関税定率法施行規制(昭和 44 年大數省令第 16 号)第 1 条に規定する外国参替相場を用いてくたさい。 4 金金属の合計重量はキログラム未満を切り捨てた上で、記入してください。 5 「3 輸出(又は輸入)の実行の日」棚中「申告の日の翌日」とは、出国の際に利用する航空帳又は船舶の出資予定日が本申告書の税関への提出の日の翌日となっているものをいいます。 6 作成に当たって御不明な点は税関職員にお尋ねください。  (その他の事項」棚に記入される方は、1 校目(税関用)及び2 校日(申告者用)の両方に記入類います。)	[ 記入要領 ]  1 様式中の口の該当欄にチェックをしてください。 2 氏名は楷書で丁寧に御記入ください。 3 支払手段又は証券の金額は、以下のようにしてください。 1
[留意事項]  排帯して、100万円相当額を超える現金(通貨の種類を問いません。)、小切手(旅行小切手を含みます。)、約束手形、有価証券又は1キログラムを超える金の地金を輸出又は輸入しようとする場合には、関税法(昭和29年法律第61号)第67条の規定に基づき、この機式による申告書を作成の上、輸出(国外への持出し)又は輸入(国外への持込めの当日ないし前日に、出入国する空港又は港を管轄する税関に申告の必要があります(申告をしないで又は虚偽の申告をして輸出又は輸入をした(しようとした)場合には関税法違反として罰則が科されることがあります。)。	[ 留意事項 ]  排帶して、100万円(**)相当額を超える現金(通貨の種類を問いません。)、小切手(旅行)切手を含みます。)、約束手形、有価証券又は1キログラムを超える金の地金を輸出又は輸入しようとする場合には、開税法(銀7和28年を作成の上、輸出(国外への特出し)又は輸入(国外への特出し)の当日ないし前日に、出入国する空港又は港を管轄する税間に申告の必要があります(申告をしないで又は輸入をした(しようとした)場合には関税法違反として新出の料さることがあります。)。  * 北銀峰を什合地とする輸出の場合は10万円